

諮問書

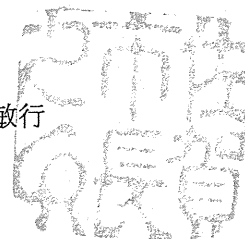
佐市下企第 897 号

平成 22 年 1 月 27 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容

佐賀市市営浄化槽使用料管理システムによる個人情報の電子計算機処理の開始について

2. 電子計算機処理導入の目的

資料①のとおり

3. 電子計算機処理を行う個人情報の内容

資料②のとおり

4. 電子計算機処理を行う時期

平成 22 年 4 月以降

5. 個人情報の適切な取り扱いについての措置

資料③のとおり

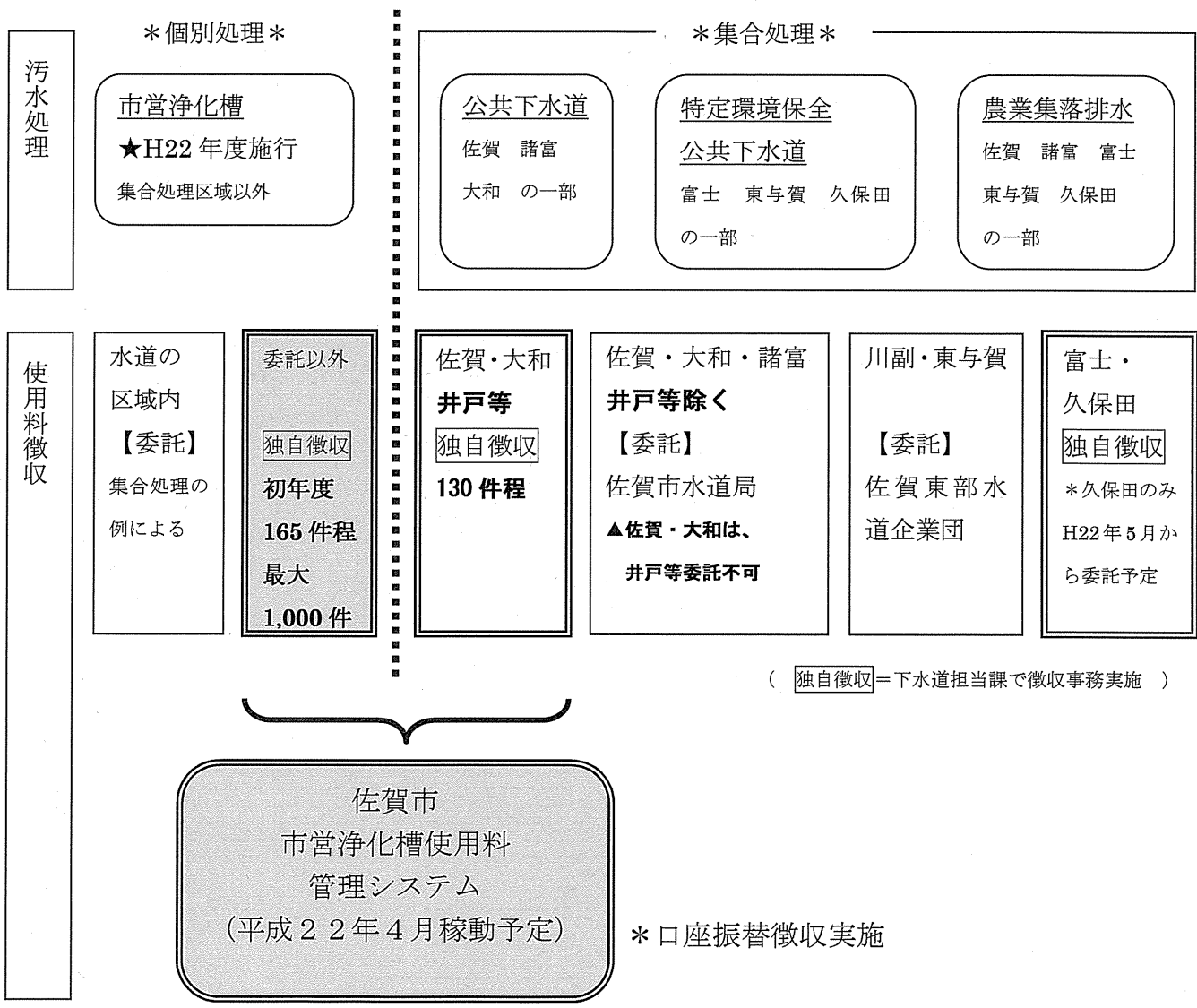
6. 所管課

環境下水道部下水道企画課

○電子計算機処理の導入目的

「佐賀市市営浄化槽使用料管理システム」での電子計算機処理により、市営浄化槽事業の円滑な実施、市営浄化槽使用料徴収等の事務の効率化及びお客様の利便性向上を図ることを目的とする。
 また、同システムにより下水道等使用料の事務処理についても実施する。

(参考) 市が実施する汚水処理事業と使用料徴収事務



○電子計算機処理を行う個人情報の内容

1 工事、家屋情報

- ・浄化槽の管理番号
- ・ 〃 設置申請者氏名
- ・ 〃 人槽
- ・使用家屋の郵便番号
- ・ 〃 所在地
- ・ 〃 形態（戸建て、集合住宅、事務所等の別）
- ・ 〃 名称（アパート名等）
- ・排水設備等新設等確認申請書の管理番号
- ・ 〃 工事の施工業者名

2 使用者（支払者）情報

- ・氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・使用届出区分（開始、休止、廃止、再開）
- ・使用開始、休止、廃止、再開日
- ・口座情報（口座振替利用者のみ）

3 使用料徴収管理情報

- ・使用料調定状況
- ・ 〃 納入状況

○個人情報の適切な取り扱いについての措置

本システムは重要な個人情報を扱うため、次のような個人情報保護並びに情報漏えいへの対策を行う。

- 1 システム運用に関する責任者の任命
下水道企画課長を責任者に任命する。
- 2 システムの専有
独立した専用の端末（基幹行政システム端末）を使用することにより、部外者が利用できない環境を作る。
使用する端末は1台のみとする。
- 3 システム操作時のセキュリティ対策
 - ① システム起動時にIDとパスワードにてログインを行う。
 - ② 本システムのアクセスログ（ID、アクセス先、操作内容、操作日時）を記録する。
 - ③ 操作が一定時間なかった場合、OSを自動的にロックする機能を有したものとす。
- 4 データのセキュリティ対策
 - ① 個人情報を含むデータの暗号化をディスク保存時に行う。
 - ② パスワード等で十分セキュリティに考慮し、外部からの不正アクセス対策を講じる。
- 5 ウィルス対策
ウィルス対策ソフトを導入することで、外部からの侵入及びスパイウェア・コンピュータウィルス等に対しての対策を講じる。